

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X2

被申立人 北九州市

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、現業職と一般職との給料表分離に反対し、昭和41年3月30日頃から同年4月16日頃までの間、争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X2らとその指導のもとに同市職員らに争議行為を行わせ、同市業務の正常な運営を疎外した等として、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、そもそも懲戒処分の原因となるような行為はなく、本件懲戒処分は組合嫌悪からの報復処分であって、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為であり、また現業職の給料表分割問題にかかる申立人組合との団交を拒否する一方、「分裂集団」と団交したことは、組織分裂と第2組合育成に被申立人が手を貸したことになり、同条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、原職復帰及び復職までの期間の賃金相当額の支払い並びに支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和41年7月30日に申し立てられた。申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会は、その上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)の役員らを代理人に選任した。本事件では、調査7会、審問12回が行われた後、昭和45年9月17日の第8回調査において、審査委員は、同年11月27日を第13回審問期日に指定した。しかし、同期日は、申立人側の都合等により延期され、その後期日の指定と延期が繰り返された。審査委員は、昭和47年7月4日を第13回審問期日に指定したが、同月1日申立人らから同年9月以降への延期の上申書が提出された。

(2) 加えて、市職労は、昭和47年8月5日付け書面により、審査の保留を申し出た。

- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和41年(不)第29号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

北九州市教育委員会は、申立人X2に対し、同人が昭和40年11月25日、小倉清掃事務所葛牧現場詰所前において、同事務所所属職員を指導して同事務所所管内の清掃業務の運営を著しく阻害し、及び昭和41年3月30日頃から同年4月16日頃までの間、その指導のもとに北九州市職員らをして違法かつ不当な争議行為を行わしめ、北九州市業務の正常な運営を阻害したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年5月2日付けで免職の懲戒処分を行った。

これに対し、申立人らは、そもそも懲戒処分の理由となる行為はなかったこと、処分理由中に事実誤認があること、処分手続が不当であること等を主張し、本件懲戒処分は労働組合法第7条第1号の不当労働行為に当たるとして、免職処分の撤回、原職復帰及び復職までの期間の賃金相当額の支払いを求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和41年7月30日に申し立てられ、昭和43年4月25日第6回審問が行われて以降、本件審査は事実上ストップしていたが、その後申立人から審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)は、昭和47年8月5日付け書面により、審査の保留を申し出た。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を

含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和41年(不)第30号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

北九州市水道局長は、申立人X2に対し、同人が昭和41年3月30日頃から同年4月16日頃までの間、その企画指導のもとに北九州市職員らをして違法かつ不当な争議を行わしめ、北九州市業務の正常な運営を阻害したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年5月2日付けで免職の懲戒処分を行った。

これに対し、申立人らは、そもそも懲戒処分の理由となる行為はなかったこと、根拠となる法令の解釈に誤りがあること、処分手続が不当であること等を主張し、本件懲戒処分は、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に当たるとして、免職処分の撤回、原職復帰及び復職までの期間の賃金相当額の支払いを求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和41年7月30日に申し立てられ、昭和42年10月7日第3回審問が行われて以降、本件審査は事実上ストップしていたが、その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)は、昭和47年8月5日付け書面により、審査の保留を申し出た。

(3) その後、申立人らから審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和42年(不)第4号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人X2及び同X3は、昭和41年9月9日、北九州市が行った塵芥、糞尿の滞貨処理に際し、組合員である清掃作業員等を激励するため行動した。

これに対し、北九州市長は、X2が懲戒処分として停職を命ぜられ、公務に従事することを禁止されているにもかかわらず、また、X3が無断で職場を放棄し、共同して無断で北九州市八幡区失業対策課所管の公用車を持ち出し、運転し、清掃作業に従事したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年12月17日付けでX2に対し減給600円、X3に対し減給800円の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和42年2月15日に申し立てられ、調査2回、審問3回を経た後、昭和43年8月6日第4回審問が行われた。この後、同月21日に申立人から審査保留の申出がなされ、また、昭和47年8月7日には申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査保留の申出がなされた。

(2) その後、申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行

させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

福岡労委昭和42年(不)第31号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和42年(不)第31号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和42年(不)第34号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和42年(不)第34号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和42年(不)第35号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和42年(不)第35号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第1号事件

当事者 別紙4福岡労委昭和43年(不)第1号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第2号事件

当事者 別紙5福岡労委昭和43年(不)第2号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第13号事件

当事者 別紙6福岡労委昭和43年(不)第13号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第14号事件

当事者 別紙7福岡労委昭和43年(不)第14号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第15号事件

当事者 別紙8福岡労委昭和43年(不)第15号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第16号事件

当事者 別紙9福岡労委昭和43年(不)第16号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第21号事件

当事者 別紙10福岡労委昭和43年(不)第21号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第22号事件

当事者 別紙11福岡労委昭和43年(不)第22号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第41号事件

当事者 別紙12福岡労委昭和43年(不)第41号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第42号事件

当事者 別紙13福岡労委昭和43年(不)第42号事件当事者一覧記載

のとおり
福岡労委昭和43年(不)第43号事件
当事者 別紙14福岡労委昭和43年(不)第43号事件当事者一覧記載
のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和42年(不)第31号、第34号、第35号、同昭和43年(不)第1号、第2号、第13号、第14号、第15号、第16号、第21号、第22号、第41号、第42号、第43号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和42年(不)第31号事件

被申立人の西港清掃工場においては、昭和40年の爆発事故以降事故防止のため危険物除去の選別作業が行われていた。また、同工場においては、その業務の特殊性を理由に支給されていた手当が昭和42年6月に支給されなくなった。このような中、被申立人は、同年5月17日から同月27日までの間の選別作業サボタージュに積極的に関与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和42年7月11日付けで申立人X1に停職4月並びに同X2、同X3及び同X4に停職2月の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和42年(不)第34号事件

ア 被申立人は、昭和42年夏季一時金に関する団交申入れに対し、従来の交渉委員36名の減員を要求し、団交に応じなかった。

また、清掃事務所長は、従来行われていた職場固有の問題に関する団交について、所長自身は当事者適格がないとしてこれに応じなかった。

イ 昭和42年6月3日、申立人X5らは、正当な組合活動として、「団体交渉をせよ」等と記載したステッカーを若松清掃事務所内のロッカーや壁等に貼付した。

これに対し、北九州市長は、上司の制止を無視したステッカー一貼付を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和42年7月11日付けで申立人X5、同X6、同X7、同X8及び同X9に戒告の各懲戒処分を行った。

ウ 申立人らは、上記被申立人の行為は、労働組合法第7条第1

号、第2号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分
の撤回、申立人組合に対する支配介入の禁止等を求めて本件を
申し立てた。

(3) 福岡労委昭和42年(不)第35号事件

昭和42年5月15日、被申立人の小倉清掃事務所長は、同所長と
申立人組合の小倉現業支部清掃分会との合意に反し、分会との
事前協議を経ることなく、同事務所職員の配置替えを行った。

そこで、分会は、配置替えの撤回等について同所長と協議した
が合意できなかったため、分会員らは、同日以降当該配置替え
が撤回された同月19日までの間、配置替え前の業務に従事した。

また、分会員らの6月分賃金が理由不明のまま減額されていた
ので、分会員らは、6月20日、その理由を質すため、同事務所の
係長宅に行ったが、減額理由が明らかにならなかった。分会員
らは、翌21日、同事務所長室に行き、減額理由を質した。

これに対し、北九州市長は、5月15日から同月19日までの同事
務所の業務の正常な運営を阻害し、係長宅に押しかけ不穏当な
言動をし、あるいは、所長室に押しかけ長時間にわたり業務の
正常な運営を阻害したなどとして、地方公務員法第29条第1項の
規定に基づき、昭和42年9月19日付けで申立人X10に免職、同X11
に停職3月及び同X12に停職1月の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、
第2号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤
回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁
止を求めて本件を申し立てた。

(4) 福岡労委昭和43年(不)第1号事件

昭和42年7月20日、申立人組合の組合員らは、同日支給された
給料から賃金カットが行われていたため、八幡東清掃事務所所
長室において同事務所庶務係長に対し、賃金カットの計算方法
に誤りがあるとしてその取消しを求めた。

これに対し、北九州市長は、申立人X13に対し、庶務係長に暴
力をふるうなどの行為を行ったとして、地方公務員法第29条第1
項の規定に基づき、昭和42年8月20日付けで免職の懲戒処分を行
った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3
号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不
利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本
件を申し立てた。

(5) 福岡労委昭和43年(不)第2号事件

昭和42年7月18日、申立人組合員らは、人事局長に対し、西港
清掃工場職員に対する同月11日付け懲戒処分等について抗議し、

その撤回を要求した。

これに対し、北九州市長は、申立人X14に対し、人事局長等に暴力をふるうなどの行為を行ったとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和42年10月31日付けで免職の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(6) 福岡労委昭和43年(不)第13号事件

昭和42年12月15日、申立人組合は、北九州市長が組合との団体交渉を拒否したまま市議会提案した大幅人員削減、大幅賃金引き下げを含んだ病院事業及び水道事業の再建合理化計画の強行採決を阻止するために、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、市議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、同月14日に勤務時間内の職場集会参加を呼びかけ、あるいは、同月15日に業務命令が出ていたにもかかわらず組合員らの職場離脱に積極的に関与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙15処分一覧表のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(7) 福岡労委昭和43年(不)第14号事件

昭和42年12月15日、申立人組合は、北九州市長が組合との団体交渉を拒否したまま市議会に提案した大幅人員削減、大幅賃金引き下げを含んだ病院事業及び水道事業の再建合理化計画の強行採決を阻止するために、組合員らに年次有給休暇を提出させ、市議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X15に対し、同日業務命令が出ていたにもかかわらず、組合員らの職場離脱に積極的に関与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和43年2月9日付けで停職3月の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(8) 福岡労委昭和43年(不)第15号事件

昭和42年12月15日、申立人組合は、北九州市長が組合との団体

交渉を拒否したまま市議会に提案した大幅人員削減、大幅賃金引き下げを含んだ病院事業及び水道事業の再建合理化計画の強行採決を阻止するために、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、市議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人組合員らに対し、同日業務命令が出ていたにもかかわらず、組合員らの職場離脱に關与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙16処分一覧表記載とおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(9) 福岡労委昭和43年(不)第16号事件

昭和42年12月15日、申立人組合は、北九州市長が組合との団体交渉を拒否したまま市議会に提案した大幅人員削減、大幅賃金引き下げを含んだ病院事業及び水道事業の再建合理化計画の強行採決を阻止するために、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、市議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人組合員らに対し、同日業務命令が出ていたにもかかわらず、組合員らの職場離脱に積極的に關与した等として、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙17処分一覧表記載とおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(10) 福岡労委昭和43年(不)第21号事件

昭和42年10月26日、申立人組合の加盟する北九州市職員労働組合は、組合員らの賃金引き上げを要求して、戸畑清掃事務所前で決起集会を開いた。

これに対し、北九州市長は、申立人X16及び同X17に対し、勤務時間内にくい込む職場集会に積極的に關与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年12月1日付けで戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(11) 福岡労委昭和43年(不)第22号事件

昭和42年10月26日、申立人組合の加盟する北九州市職員労働組合は、組合員らの賃金引き上げを要求して、北九州市水道局穴生営業所前で決起集会を開いた。また、同月25日、申立人X18は、

水道局若松営業所に掲示されていた「公務員共闘会議の指令による1時間ストライキなどの違法な争議行為に参加しないよう」との当局の警告書をはがそうとした。

これに対し、水道局長は、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年12月1日付けで申立人X19に対しては、勤務時間内にくい込む職場集会を開催したとして戒告の、同X18に対しては、上司の制止にもかかわらず警告書をはぎ取り持ち去ったとして停職1月の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(12) 福岡労委昭和43年(不)第41号事件

北九州市長は、昭和42年年末に賃金等に関する全ての労働協約の破棄通告を行い、翌年1月には初任給の切下げ等賃金の引き下げ、勤務時間の延長及び高齢職員の分限免職を提案し、2月には病院事業職員の大量解雇予告を行った。

申立人組合等は、団体交渉を要求したが、市長は誠実な対応をせず、人員削減、賃金引き下げ等を含む予算案を市議会に上程し、3月25日に議会での強行採決を図ろうとした。このため、同日、申立人組合は、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、3月申立人組合が行った争議行為に積極的に関与した等々の理由により、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙18処分一覧表記載とおりの懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(13) 福岡労委昭和43年(不)第42号事件

北九州市長は、昭和42年年末に賃金等に関する全ての労働協約の破棄通告を行い、翌年1月には初任給の切下げ等賃金の引き下げ、勤務時間の延長及び高齢職員の分限免職を提案し、2月には病院事業職員の大量解雇予告を行った。申立人組合等は、団体交渉を要求したが、市長は誠実な対応をせず、人員削減、賃金引き下げ等を含む予算案を市議会に上程し、3月25日に議会での強行採決を図ろうとした。このため、同日、申立人組合は、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、市議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X20及び同X21に対し、3月申立人組合が行った争議行為に積極的に関与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和43年5月24日付けで戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

(14) 福岡労委昭和43年(不)第43号事件

北九州市長は、昭和42年年末に賃金等に関する全ての労働協約の破棄通告を行い、翌年1月には初任給の切下げ等賃金の引き下げ、勤務時間の延長及び高齢職員の分限免職を提案し、2月には病院事業職員の大量解雇予告を行った。申立人組合等は、団体交渉を要求したが、市長は誠実な対応をせず、人員削減、賃金引き下げ等を含む議案を市議会に上程し、3月25日に議会での強行採決を図ろうとした。このため、同日、申立人組合は、組合員らに年次有給休暇届を提出させ、議会への請願陳情行動を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人組合に対し、3月申立人組合が行った争議行為に積極的に関与した等々の理由により、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙19処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び申立人組合に対する支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) ア 福岡労委昭和42年(不)第31号事件(以下「42年31号事件」という。)は、昭和42年10月7日に、福岡労委昭和43年(不)第2号事件(以下「43年2号事件」という。)は、昭和43年1月6日に申し立てられ、両事件は、同月23日審査の併合決定がなされた後、同月30日に調査が行われた。

イ 福岡労委昭和42年(不)第34号事件(以下「42年34号事件」という。)及び福岡労委昭和42年(不)第35号事件(以下「42年35号事件」という。)は、いずれも昭和42年11月9日に申し立てられ、翌年1月9日に調査が行われた。

ウ 福岡労委昭和43年(不)第1号事件(以下「43年1号事件」という。)は、昭和43年1月6日に申し立てられ、同月30日に調査が行われた。

エ 福岡労委昭和43年(不)第13号事件、福岡労委昭和43年(不)第14号事件、福岡労委昭和43年(不)第15号事件及び福岡労委昭

和43年(不)第16号事件(以下「43年16号事件」という。)は、いずれも昭和43年3月15日に申し立てられ、同年5月28日の調査において審査の併合決定がなされた。

オ 福岡労委昭和43年(不)第21号事件(以下「43年21号事件」という。)及び福岡労委昭和43年(不)第22号事件(以下「43年22号事件」という。)は、いずれも昭和43年4月3日に申し立てられた。

カ 福岡労委昭和43年(不)第41号事件、福岡労委昭和43年(不)第42号事件及び福岡労委昭和43年(不)第43号事件(以下「43年41乃至43号事件」という。)は、いずれも昭和43年7月26日に申し立てられた。

(2) 昭和43年10月4日、42年31号事件、43年2号事件、42年34号事件、42年35号事件、43年1号事件、43年13乃至16号事件、43年21号事件、43年22号事件及び43年41乃至43号事件(以下「本件併合事件」という。)は、審査の併合決定がなされた。

本件併合事件は、審査の併合決定後、調査3回が行われ、昭和45年1月30日の調査において、福岡労委昭和44年(不)第32号、第33号併合事件の推移を見て進行を図ることとされた。

(3) 昭和47年8月7日、申立人組合である自治労連北九州市職員労働組合現業評議会等の上部組合である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)は、本件併合事件について、審査の保留を申し出た。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件併合事件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件併合事件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって各申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件併合事件の申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙、別表 略」

決 定 書

福岡労委昭和43年(不)第17号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和43年(不)第17号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第19号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和43年(不)第19号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和43年(不)第17号、第19号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和43年(不)第17号事件

申立人組合は、北九州市に人員削減、賃金引下げ、勤務時間延長、特勤手当削減等の方針に抗議し、昭和42年12月14日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、市職員らをして職場を離脱せしめ、争議行為を共謀、指導し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和43年2月9日付けで申立人X1に停職3月、同X2及び同X3に停職1月、並びに同X4及び同X5に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和43年(不)第19号

申立人組合は、北九州市に人員削減、賃金引下げ、勤務時間延長、特勤手当削減等の方針に抗議し、昭和42年12月14日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和43年2月9日付けで申立人X6に戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和43年(不)第17号事件(以下「17号事件」という。)

及び福岡労委昭和43年(不)第19号事件(以下「19号事件」という。)の両事件は、昭和43年3月15日に申し立てられた。17号事件及び19号事件は、同年10月4日に福岡労委昭和43年(不)第18号、第35号、第36号及び第38号事件と審査の併合決定がなされ、調査2回を経た後、昭和44年5月9日、17号事件及び19号事件はその余の事件から分離され、昭和45年11月20日に第3回調査が行われた。この後昭和47年8月5日付け書面により申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の保留の申出がなされ、また、昭和49年5月10日には市労連から口頭で審査再開の申出がなされた。

- (2) 上記審査再開の申出を受けて昭和50年2月28日の第3回審問まで行われたが、以降本件審査は事実上ストップしていた。その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

福岡労委昭和43年(不)第18号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和43年(不)第18号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第38号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和43年(不)第38号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和43年(不)第18号、第38号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和43年(不)第18号事件

申立人組合は、北九州市の病院事業財政再建計画に基づく人員削減に抗議し、昭和42年12月15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州病院局長は、申立人X1らが争議行為を企画、指導したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和43年2月9日付けで申立人X1及び同X2に対し停職3月並びに同X3に対し停職51日の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和43年(不)第38号事件

北九州市病院局長は、病院事業財政再建計画に基づき人員削減を実施するに当たり、申立人X3を配転の対象者に含めず、昭和43年3月31日付けで分限免職処分とした。

これに対し、申立人らは、上記分限免職処分は労働組合法第7条第1号の不当労働行為に当たるとして、分限免職処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和43年(不)第18号事件は昭和43年3月15日に、福岡労委昭和43年(不)第38号事件は同年7月5日に申し立てられ、同年10月4日の審査の併合後、調査3回、審問5回を経て、昭和46年11月2日第6回審問が行われた。この後、昭和47年8月7日には申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の保留の申出がなされた

が、昭和48年8月21日の調査において申立人組合から審査再開の申出がなされた。これを受けて審査が続行された。

- (2) 昭和53年1月30日の第9回審問後、同年3月13日に最終陳述の期日が設定されたが、同期日が延期されて以来、本件審査は事実上ストップしていたところ、昭和58年2月8日の第9回調査において申立人らから審査保留の申出がなされるとともに、同月14日には申立人組合からその旨の文書が提出され、その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

福岡労委昭和43年(不)第35号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和43年(不)第35号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和43年(不)第36号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和43年(不)第36号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和43年(不)第35号、第36号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和43年(不)第35号事件

申立人組合は、北九州市の市職員に対する人員削減、賃金引下げ、勤務時間延長、特勤手当削減等の方針に抗議し、昭和43年2月から3月にかけて、争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、争議行為を企画、指導し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙3処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和43年(不)第36号

申立人組合は、北九州市の市職員に対する人員削減、賃金引下げ、勤務時間延長、特勤手当削減等の方針に抗議し、昭和43年3月16日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人組合員らに対し、争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙4処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和43年(不)第35号事件及び福岡労委昭和43年

(不)第36号の両事件は、昭和43年6月24日に申し立てられ、同年10月4日の審査の併合決定後、調査2回、審問6回を経て、昭和46年11月4日第7回審問が行われた。この後、昭和47年8月7日には両申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の延期の申出がなされ、また、昭和49年8月26日には申立人自治労北九州市役所労働組合から審査再開の申出がなされ、同年10月31日第3回調査が行われた。

(2) その後本件審査は事実上ストップしていたが、申立人らから審査の進行を求める意思も表明されておらず、昭和52年2月4日には両申立人組合から審査保留の申出がなされた。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人93名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和43年(不)第54号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和43年10月8日、前年度北九州市が人事院勧告を実施せず賃上げを行わなかったことに抗議し、昭和43年度の賃上げを実現させるため、争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、争議行為に積極的に関与し、あるいはこれに参加したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和43年12月25日に申し立てられ、調査6回、審問10回を経た後、昭和53年3月23日第11回審問が行われた。

この間、昭和47年8月7日には申立人の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査保留の申出がなされた。また、昭和52年6月9日には申立人組合から審査再開の申出がなされた。

(2) 昭和53年3月の第11回審問以降本件審査は事実上ストップしていたが、その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X2ほか個人申立人9名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和44年(不)第26号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

昭和43年、北九州市は、清掃車付人員等の統一を図ることを内容とする清掃事業合理化計画を申立人組合に提案したが、同計画は、組合員の労働強化と住民サービスの低下をもたらすものであることから、組合はその撤回を求めている。

市は、昭和44年4月22日、同計画を実施し、11名の職種変更と33名の配置転換を行なった。組合は、この実施に対し、若松清掃事務所で抗議活動を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、勤務時間中の教宣活動や集会を行ったこと、また上司に対し抗議、つるしあげを行い粗暴な行為や不穏当な言動をなし、しばしば自己の職務を放棄したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表のとおり懲戒処分を行った。

しかしながら、懲戒処分理由とされた「つるしあげを行い粗暴な行為や不穏当な言動を行った」ことはなく、申立人らの行動は、労働組合の団結を守り、労働条件の低下を防ぐための正当な組合活動であり、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、申立人らは、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び支配介入の禁止を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和44年10月2日に申し立てられ、同月27日第1回調査が行われて以降、本件審査は事実上ストップしていた。

その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下、「市職労」という。)は、昭和47年8月5日付け書面により、審査の保留を申し出た。

- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙、別表 略」

決 定 書

福岡労委昭和44年(不)第32号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和44年(不)第32号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和44年(不)第33号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和44年(不)第33号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和44年(不)第32号、第33号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和44年(不)第32号事件

ア 昭和44年11月10日、申立人自治労北九州市水道局労働組合(以下「水道局労組」という。)は、賃金引上げ、年末一時金等に関する団交に際し、併存組合である北九州市職員労働組合水道評議会(以下「水道評議会」という。)との合同団交を申し入れた。しかし、水道局が、交渉時間は2時間以内、交渉員は15名以内と制限したため、合同交渉は実現しなかった。

このため、水道局労組のX1執行委員長、X2書記長及びX3執行委員は、水道評議会からの交渉委任を受け、同月24日開催の水道評議会の団交に出席し、またX1執行委員長及びX2書記長は同年12月4日開催の水道評議会の団交に出席した。

これに対し、水道局長は、X1執行委員長らに対し、他労組への応援団交出席は認められないとして、3名の団交出席時間分として、同年12月分給料及び昭和45年1月分給料からの賃金カットを行い、昭和44年12月支給及び昭和45年6月支給の期末勤勉手当からの減額等を行った。

イ 水道局は、上記アのとおり合同団交申入れに不当な制限を設け合同団交を拒否したのみならず、昭和44年12月4日開催の水道評議会との団交においても、賃上げ等については検討中であると回答するなど不誠実な対応を行った。

ウ 水道局は、労働委員会へ出席する場合は、ノーワーク・ノーペイとして賃金カットを行う旨主張し、水道局長は、X2書記長が職務専念義務免除申請のうえ昭和46年8月23日に地労委に出席したにもかかわらず、同出席分の賃金カットを行った。

エ 申立人らは、上記アないしウの水道局の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第4号に該当する不当労働行為であるとして、経済的不利益の回復、誠実団交の実施並びに地方労働委員会及び裁判所への出席に対する不利益取扱いの禁止を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和44年(不)第33号事件

ア 昭和44年11月10日、申立人水道評議会は、賃金引上げ、年末一時金等に関する団交に際し、併存組合である水道局労組との合同団交を申し入れた。しかし、水道局が、交渉時間は2時間以内、交渉員は15名以内と制限したため、合同交渉は実現しなかった。

このため、水道評議会のX4副議長は、水道局労組からの交渉委任を受け、同月24日開催の水道局労組の団交に出席した。

これに対し、水道局長は、X4副議長に対し、他労組への応援団交出席は認められないとして、同日の団交出席時間分として、同年12月分給料からの賃金カット及び同月支給分の期末勤勉手当からの減額を行った。

イ 水道局は、上記アのとおり合同団交申入れに不当な制限を設け合同団交を拒否したのみならず、昭和44年12月4日開催の水道評議会との団交においても、賃上げ等については検討中であると回答するなど不誠実な対応を行った。

ウ 水道局は、労働委員会へ出席する場合は、ノーワーク・ノーペイとして賃金カットを行う旨主張した。

エ 申立人らは、上記アないしウの水道局の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第4号に該当する不当労働行為であるとして、経済的不利益の回復、誠実団交の実施並びに地方労働委員会及び裁判所への出席に対する不利益取扱いの禁止を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和44年(不)第32号事件及び福岡労委昭和44年

(不)第33号事件の両事件は、昭和44年12月22日に申し立てられ、昭和45年1月28日の当委員会における審査の併合決定後、調査2回、審問9回が行われた。この後、昭和47年8月7日には申立人水道局労組の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)及び申立人水道評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から、審査の保留の申出がなされた。その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連及び市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確

認したところ、市労連の書記長及び市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって水道局労組及び水道評議会に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

福岡労委昭和45年(不)第28号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和45年(不)第28号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和45年(不)第29号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和45年(不)第29号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和45年(不)第30号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和45年(不)第30号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和46年(不)第1号事件

当事者 別紙4福岡労委昭和46年(不)第1号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和46年(不)第2号事件

当事者 別紙5福岡労委昭和46年(不)第2号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和45年(不)第28号、第29号、第30号、福岡労委昭和46年(不)第1号、第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和45年(不)第28号事件

申立人組合は、昭和44年11月13日には公務員共闘全国統一行動として、同年12月29日乃至同月31日には休日勤務命令を拒否して、争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙6処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

また、昭和44年末の休日勤務手当に関して、同年11月26日から同年12月13日の間に行った4回の団交で、市は当初提案から一步も譲らず、12月23日の5回目の団交でも態度を変えなかった。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の、団交における市の対応は同条第2号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本

件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和45年(不)第29号事件

北九州市水道局長は、申立人X1が昭和44年12月27日午後2時35分頃北九州市西港清掃工場に赴き、同工場の作業員に対し、「年末出勤については交渉が決裂したので出勤しないよう」職務放棄を呼びかけるなどしたとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和45年1月31日付けで同人に減給平均日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和45年(不)第30号事件

申立人組合は、昭和44年11月13日に公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和45年1月31日付けで申立人X2に停職1月の懲戒処分を行った。

(4) 福岡労委昭和46年(不)第1号事件

申立人組合は、昭和44年11月13日には公務員共闘全国統一行動として、同年12月29日乃至同月31日には休日勤務命令を拒否して、争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙7処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(5) 福岡労委昭和46年(不)第2号事件

申立人組合は、昭和44年11月13日には公務員共闘全国統一行動として、同年12月29日乃至同月31日には休日勤務命令を拒否して、争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙8処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 福岡労委昭和45年(不)第28号乃至第30号事件(以下「45年28号乃至30号事件」という。)は、昭和45年11月4日に申し立てられた。福岡労委昭和46年(不)第1号事件(以下「46年1号事件」という。)は、昭和46年1月25日に申し立てられ、福岡労委昭和46年(不)第2号事件(以下「46年2号事件」という。)は、同年1月29日に申し立てられた。

45年28号乃至第30号事件については、昭和45年12月9日の審査の併合決定通知後、調査2回を経て、同46年7月28日第3回調査が行われた。46年1号事件については、同年5月31日第1回調査が行われた。46年2号事件については、同年1月30日調査開始通知を行った。

その後昭和47年8月5日付け文書により、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会、同自治労連北九州市職員労働組合水道評議会及び同自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)と申立人自治労北九州市役所労働組合及び同自治労北九州市病院労働組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)とは、連名で審査の保留を申し出た。

昭和48年8月28日の45年28号乃至30号事件、46年1号事件及び46年2号事件の審査の併合決定通知後、調査3回、審問2回が行われた。

- (2) 昭和49年9月27日の第3回審問以降本件審査は事実上ストップしていた。以後、申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労及び市労連に出頭を求め、審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長及び市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって各申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙、別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X2ほか個人申立人5名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和46年(不)第14号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和44年6月から昭和45年6月にかけて、清掃事業について公務災害が多発したこと並びに安全作業、雨天作業及び超勤問題等の労働条件に関し、北九州市と頻繁に団体交渉、職場交渉及び抗議交渉を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、上司の職務命令に反抗し、上司に対して暴力的な行為や脅迫的発言をし、業務を妨害したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表のとおり懲戒処分を行った。

しかしながら、申立人らは、処分理由とされた「上司に対する反抗、暴力的行為、脅迫的発言、業務妨害」の事実はなく、申立人らの行動は正当な組合活動であり、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和46年7月23日に申し立てられ、調査2回を経た後、昭和47年3月9日に第1回審問が行われた。その後、申立人組合から、同年7月1日付け書面により、審問期日の延期の申出がなされた。

(2) 申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)は、本件について同年8月5日付け書面により、審査の保留を申し出た。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行

させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和47年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

昭和45年11月13日、申立人組合は、賃金確定闘争及び清掃事業合理化反対闘争として、八幡西清掃事務所及び小倉西清掃事務所において始業時から約10分間くい込む職場集会を行った。

これに対し北九州市は、個人申立人ら3名に対し、勤務時間内集会を主宰し、指導したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和46年1月16日付けで戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、本件職場集会は正当な労働組合活動であり、それにもかかわらずなされた上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及びポストノータイスを求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和47年1月14日に申し立てられ、同年2月7日に被申立人から答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 昭和47年8月7日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の保留の申出がなされた。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和47年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

昭和45年11月20日申立人組合は、自治労賃金確定闘争の一環として、門司病院において始業時から約3分間くい込む職場集会を行った。

これに対し北九州市病院局長は、申立人X2に対し、勤務時間内集会を主宰し、指導したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和46年1月16日付けで戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、本件職場集会は正当な労働組合活動であり、それにもかかわらずなされた上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及びポストノーティスを求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和47年1月14日に申し立てられ、同年2月7日に被申立人から答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 昭和47年8月7日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の保留の申出がなされた。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和47年(不)第11号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

昭和46年4月30日申立人X2は、門司清掃事務所長が当日の作業が終了した15時10分頃以降待機することなく引き続き超勤作業に従事するよう指示したことに抗議し、他組合にも同指示に従わないように求め、結局正規の勤務時間終了後の15時50分頃から超勤作業に従事した。

これに対し北九州市長は、申立人X2が職務命令に従わず、他の作業員に対しても従わないように煽動したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和46年1月17日付けで同人に対し減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和47年7月17日に申し立てられたが、同年8月7日に申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)から審査の保留の申出がなされ、同月23日に答弁書は提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (2) 申立人組合は、昭和52年2月4日に本事件の審査の保留を求める文書を提出した。
- (3) その後、申立人らから審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、市労連に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させて

もらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和47年(不)第19号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和46年7月15日、公務員全国統一行動(賃金確定闘争)の一環として争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、X2ら個人申立人4名が争議行為を主宰ないしこれに積極的に関与し、自己の職務を放棄したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和46年9月18日付けで同人らに対し戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和47年9月18日に申し立てられ、昭和49年1月18日に第3回調査が行われた。この調査において、申立人側から審査保留の申出がなされ、その後申立人から審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

福岡労委昭和48年(不)第9号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和48年(不)第9号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第10号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和48年(不)第10号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第11号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和48年(不)第11号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第12号事件

当事者 別紙4福岡労委昭和48年(不)第12号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第13号事件

当事者 別紙5福岡労委昭和48年(不)第13号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第9号、第10号、第11号、第12号、第13号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和48年(不)第9号事件

申立人組合は、4月1日賃上げ実施及び地方公営企業労働者の賃上げを差別なく実施することを要求して、また、被申立人が「国公にならう」を口実に実質的な団交をせず一方的に低賃金を押しつけることに対し反省を求めるため、昭和46年11月19日、全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年3月31日付けで申立人X1に戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和48年(不)第10号事件

申立人組合は、4月1日賃上げ実施及び地方公営企業労働者の賃

上げを差別なく実施することを等要求して、また、被申立人が「国公にならう」を口実に実質的な団交をせず一方的に低賃金を押しつけることに対し反省を求めるため、昭和46年11月19日、全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙6処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和48年(不)第11号事件

申立人組合は、賃上げの年内解決・年内精算及び年末一時金の国公並打破等の要求実現のため、昭和46年11月19日、全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙7処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(4) 福岡労委昭和48年(不)第12号事件

申立人組合は、賃上げの年内解決・年内精算及び年末一時金の国公並打破等の要求実現のため、昭和46年11月19日、全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、争議行為の際、勤務時間内に職場集会を主宰し、これに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年3月31日付けで申立人X2に停職1月の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(5) 福岡労委昭和48年(不)第13号事件

申立人組合は、賃上げの年内解決・年内精算及び年末一時金の国公並打破等の要求実現のため、昭和46年11月19日、全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、争議行為の際、勤務時間内

に職場集会を主宰し、これに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年3月31日付けで申立人X3に停職1月の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 福岡労委昭和48年(不)第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号の各事件は、昭和48年3月29日に申し立てられ、同年8月28日の当委員会における審査の併合決定後、調査3回、審問4回を経て、昭和49年11月16日第5回審問が行われた。
- (2) その後、昭和48年(不)第9号及び第10号の各事件について、昭和50年11月11日に申立人自治労北九州市病院労働組合及び同自治北九州市役所労働組合から両組合の都合により中断していた審査の再開の申出がなされ、昭和48年(不)第9号乃至第13号併合事件の審問期日が昭和51年2月10日と設定された。しかし、同月5日、被申立人より期日変更の申出がなされ、以降本件審査は事実上ストップしていた。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労北九州市病院労働組合及び同自治労北九州役所労働組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)並びに申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会、同自治労連北九州市職員労働組合水道評議会及び同自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長及び市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持

する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市水道局労働組合
申立人 X2

被申立人 北九州市
被申立人 北九州市水道局門司営業所

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第16号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和48年4月17日及び同月27日、春闘における自治労中央本部及び同福岡県本部の指令による統一行動に参加した。これに関連し、北九州市水道局門司営業所長は、ストライキ前日の同月26日午後4時30分頃、組合員のみならずストライキ当日の集合場所を指示した。また、同所長は、組合員でない職員には同月27日のストライキ当日の休暇を認める一方、申立人組合員7名にだけ早朝勤務を命じた。

北九州市水道局長は、争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和49年3月15日付けで申立人組合員X3に減給平均日額2分の1の懲戒処分を、また、統一行動に参加したことを理由に、申立人組合員らの昭和48年5月分給料及び同年6月16日支給の勤勉手当から別紙減額明細一覧表記載のとおり減額した。

申立人らは、上記門司営業所長の行為並びに懲戒処分及び減額措置は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、組合員の差別扱いと業務命令による組合運動への支配介入の禁止、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和48年5月2日に申し立てられ(その後同年6月25日及び昭和50年1月30日に追加申立てが行われた。)、昭和48年11月24日第1回調査が行われただけで、昭和50年4月9日付け書面により申立人組合から審査保留の申出がなされた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 北九州市交通局労働組合

被申立人 北九州市交通局

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第19号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

昭和47年5月19日申立人組合は、公務員統一行動の一環として、始発時から午前7時まで争議行為を行った。

これに対して北九州市交通局長は、申立人組合の副委員長X2外6名に対し、争議行為を行い、積極的にこれに関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年9月9日付けで別紙処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人組合は、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和48年5月18日に申し立てられ、調査3回、審問3回を経た後、昭和52年3月28日第4回審問が行われた。

(2) 昭和53年5月20日及び昭和57年10月19日に申立人組合から審査保留の申出がなされ、以降本件審査は事実上ストップしていた。

(3) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、申立人組合の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人組合から本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

福岡労委昭和48年(不)第20号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和48年(不)第20号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第21号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和48年(不)第21号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第22号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和48年(不)第22号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第20号、第21号、第22号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和48年(不)第20号事件

申立人組合は、賃金引上げ、勤務時間短縮及び地方公営企業の合理化反対の要求実現のため、昭和47年3月31日に争議行為を行った。

北九州市長は、申立人組合員らに対し、この争議行為に積極的に関与したことを理由に、また、同日及び同年4月22日に就業時間中に上司に抗議し、暴力行為を行ったなどとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙4処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和48年(不)第21号事件

申立人組合は、賃金引上げ、勤務時間短縮及び地方公営企業の合理化反対の要求実現のため、昭和47年3月31日に争議行為を行った。

北九州市病院局長は、申立人X1に対し、この争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年6月15日付けで戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的

不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和48年(不)第22号事件

申立人組合は、賃金引上げ、勤務時間短縮及び地方公営企業の合理化反対の要求実現のため、昭和47年3月31日に争議行為を行った。

北九州市水道局長は、申立人X2に対し、この争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年6月15日付けで減給日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和48年(不)第20号事件、福岡労委昭和48年(不)第21号事件及び福岡労委昭和48年(不)第22号事件の各事件は、昭和48年6月14日に申し立てられ、いずれも同月26日に答弁書が提出された。同年11月9日これらの事件は当委員会において審査の併合決定がなされたが、調査等行われることなく、本件審査は事実上ストップしていた。そして、昭和50年7月21日に申立人3組合から審査の保留の申出がなされた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人3組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人3組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

福岡労委昭和48年(不)第28号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和48年(不)第28号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第29号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和48年(不)第29号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第30号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和48年(不)第30号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第31号事件

当事者 別紙4福岡労委昭和48年(不)第31号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第32号事件

当事者 別紙5福岡労委昭和48年(不)第32号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第28号、第29号、第30号、第31号、第32号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和48年(不)第28号事件

申立人組合は、昭和47年5月19日に公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙6処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和48年(不)第29号事件

申立人組合は、昭和47年5月19日に公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争

議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年9月18日付けで申立人X1に減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和48年(不)第30号事件

申立人組合は、昭和47年5月19日に公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年9月9日付けで申立人X2及び同X3に減給給与日額2分の1並びに同X4に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(4) 福岡労委昭和48年(不)第31号事件

申立人組合は、昭和47年5月1日には清掃合理化(清掃工場の2交替勤務制)の強行に抗議して、また、同月19日には公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙7処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(5) 福岡労委昭和48年(不)第32号事件

申立人組合は、昭和47年5月1日には清掃合理化(清掃工場の2交替勤務制)の強行に抗議して、また、同月19日には公務員共闘全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙8処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の

禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 福岡労委昭和48年(不)第28号乃至第32号事件は、昭和48年9月8日に申し立てられ、同年11月9日付け審査の併合通知後、調査2回、審問6回を経た後、昭和49年10月17日に第7回審問が行われた。
- (2) その後、本件審査は事実上ストップしていた。以後、申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労北九州市役所労働組合及び同自治労北九州市病院労働組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)並びに申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会、同自治労連北九州市職員労働組合現業評議会及び同自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長及び市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって各申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

福岡労委昭和48年(不)第34号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和48年(不)第34号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第35号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和48年(不)第35号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第36号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和48年(不)第36号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第37号事件

当事者 別紙4福岡労委昭和48年(不)第37号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和48年(不)第38号事件

当事者 別紙5福岡労委昭和48年(不)第38号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和48年(不)第34号、第35号、第36号、第37号、第38号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和48年(不)第34号事件

申立人組合は、昭和47年度夏期一時金要求に対する北九州市の対応及び一方的支給に抗議し、昭和47年6月14日及び15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X1らが争議行為を指導し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同人らに対し別紙6処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和48年(不)第35号事件

申立人組合は、昭和47年度夏期一時金要求に対する北九州市の

対応及び一方的支給に抗議し、昭和47年6月14日及び15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X2らが争議行為を主宰し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同人らに対し別紙7処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和48年(不)第36号事件

申立人組合は、昭和47年度夏期一時金要求に対する北九州市の対応及び一方的支給に抗議し、昭和47年6月14日及び15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X3らが争議行為を指導し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年12月12日付けで申立人X3及び同X4に対し減給給与日額2分の1並びに同X5、同X6及び同X7に対し戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

(4) 福岡労委昭和48年(不)第37号事件

申立人組合は、昭和47年度夏期一時金要求に対する北九州市の対応及び一方的支給に抗議し、昭和47年6月14日及び15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X8が争議行為を主宰し、これに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和47年12月12日付けで同人らに対し減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(5) 福岡労委昭和48年(不)第38号事件

申立人組合は、昭和47年度夏期一時金要求に対する北九州市の対応及び一方的支給に抗議し、昭和47年6月14日及び15日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X9らが争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規

定に基づき、申立人X9に対しては昭和47年12月18日付けで、同X10に対しては同月12日付けで減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 福岡労委昭和48年(不)第34号事件、福岡労委昭和48年(不)第35号事件及び福岡労委昭和48年(不)第36号事件は昭和48年12月11日に、福岡労委昭和48年(不)第37号事件及び福岡労委昭和48年(不)第38号事件は同月12日に申し立てられた。上記各事件は審査の併合が決定された昭和49年1月18日の第1回調査において、申立人側から審問に入ることにについて保留してほしいとの申出がなされ、審査は事実上ストップしていた。その後、申立人側から審査の進行についての申出はなかった。
- (2) 福岡労委昭和48年(不)第34号事件ないし第36号事件については昭和52年1月5日に、福岡労委昭和48年(不)第37号及び第38号事件については同年2月4日に、各申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、福岡労委昭和48年(不)第34号事件ないし第36号事件の各申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)並びに福岡労委昭和48年(不)第37号及び第38号事件の各申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長及び市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって各申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てをいずれも維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用

して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X2ほか個人申立人11名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和49年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げ等を要求して、昭和47年10月21日、自治労本部の指令により争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和49年4月1日に申し立てられ、同年6月12日に行われた第1回調査において、申立人組合は、本件について審査の保留を申し出たため、当委員会は審査を保留し、これ以降本件審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X2ほか個人申立人5名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和49年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げ等を要求して、昭和47年10月21日、自治労本部の指令により争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和49年4月1日に申し立てられ、同年6月12日に行われた第1回調査において、申立人組合は、本件について審査の保留を申し出たため、当委員会は審査を保留し、これ以降本件審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき昭和49年1月26日付けで申立人X2に停職1月及び同X3に減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和50年1月24日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同年4月9日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかつ

た。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人9名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第4号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰、指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和50年1月25日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同年4月9日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合評議会
申立人 X2ほか個人申立人47名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第5号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰、指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき別紙2処分一覧表のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和50年1月25日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同月22日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第6号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市教育委員会は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和49年1月26日付けで申立人X2に戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和50年1月25日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同月22日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市病院局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰、指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和49年1月26日付けで申立人X2に停職1月並びに同X3、同X4及び同X5に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和50年1月25日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同月22日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申し出

はなかった。

- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X2ほか個人申立人17名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、大幅賃上げを要求し、昭和48年4月17日、同月27日、同年9月14日、同月20日及び同月27日に争議行為を行った。

これに対し北九州市水道局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰、指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年1月25日に申し立てられ、同年2月12日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同月22日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第37号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X3が争議行為に際し職務を放棄するとともに、これに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年6月29日付けで同人に対し戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月26日に申し立てられたが、同年7月17日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同月18日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組

合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考
えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し
たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなか
った。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意
思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用
して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第38号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X3が争議行為に際し職務を放棄したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年6月29日付けで同人に対し減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月26日に申し立てられたが、同年7月17日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同月18日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人19名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第39号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X3らが争議行為に際し職務を放棄し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月26日に申し立てられたが、同年7月17日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同月18日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人8名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第40号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X3らが争議行為に積極的に関与したことあるいは時間内集会を主宰したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月26日に申し立てられたが、同年7月17日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同月18日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人10名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第41号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、インフレ下における生活防衛のための要求を掲げて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X2らが争議行為に積極的に関与したことあるいは時間内集会を主宰したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月27日に申し立てられ、同年7月18日に答弁書が提出されたものの、同年11月1日に申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第42号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、インフレ下における生活防衛のための要求を掲げて、昭和48年11月27日、同年12月4日及び昭和49年1月31日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X2及び同X3が争議行為に際し職務を放棄し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同年6月29日付けで、同人らに対し減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年6月27日に申し立てられ、同年7月18日に答弁書が提出されたものの、同年11月1日に申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、実質的な審査は一度もされないうまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人34名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第53号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引き上げ等を要求して、自治労及び自治労福岡県本部の指令により、昭和49年3月1日、同月5日、同月26日、同年4月11日、同月13日、同月27日、同年7月12日及び同年11月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和50年11月5日に申し立てられ、審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人7名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第54号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引き上げ等を要求して、自治労及び自治労福岡県本部の指令により、昭和49年3月1日、同月5日、同月26日、同年4月11日、同月13日、同年7月12日及び同年11月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州水道局長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和50年11月5日に申し立てられ、同月10日に両申立人組合から審査保留の申出がなされ、本件審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第55号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引き上げ等を要求して、自治労及び自治労福岡県本部の指令により、昭和49年3月1日、同月5日、同月26日、同年4月11日、同月13日、同年7月12日及び同年11月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和50年2月22日付けで、申立人X3及び同X4に減給給与日額2分の1、同X5に戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和50年11月5日に申し立てられ、同月10日に両申立人組合から審査保留の申出がなされ、本件審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全

事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和50年(不)第56号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人X3組合員らは、昭和49年8月3日、北九州清掃事業局門司清掃事務所において、北九州市に対し、清掃事業における予備人員の作業配置に関する労使間の確認事項を破ったことの説明及び確認事項の遵守を求めて交渉を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X3に対し、「昭和49年8月3日勤務中、上司に対し、空ビールビンを割ってこれを振り上げ、殴りかかろうとする所為に及んだ」として、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和50年2月22日付けで停職3月の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和50年11月5日に申し立てられ、同年12月9日に答弁書が提出されたのみで、以後調査も審問も行われないうまま、本件審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 北九州市交通局労働組合

被申立人 北九州市交通局

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和51年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和49年3月26日、同年4月11日及び同月13日に全国公務員共闘統一行動の一環として、4月1日賃上げ実施を求めて、ストライキを行った。

これに対し、北九州市交通局長は、申立人組合の副委員長X2外7名の組合員に対し、自己の職務を放棄するとともに争議行為を指導し、又はこれに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人組合は、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和51年2月2日に申し立てられ、昭和52年10月19日第6回審問が行われたが、同審問後、昭和53年5月20日及び昭和57年10月19日の申立人組合からの審問保留の申出により、本件審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、申立人組合の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人組合から本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人17名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和51年(不)第6号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和49年3月1日、同月5日、同月26日、同年4月11日、同月13日及び同年11月19日に賃上げを要求して争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、争議行為に積極的に関与し、あるいはこれに参加した等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和51年2月20日に申し立てられ、同年3月8日に答弁書が提出されたところ、申立人組合は、昭和52年2月7日に書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和51年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和49年3月1日、同月5日、同月26日、同年4月11日、同月13日、同年7月5日及び同年11月19日に賃上げを要求して争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X2に対し、争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和50年2月22日付けで減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和51年2月20日に申し立てられ、同年3月8日に答弁書が提出されたところ、申立人組合は、昭和52年2月7日に書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和51年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和49年3月1日及び同月5日は年度末手当に関し、同月26日、同年4月11日及び同月13日は春闘として、同年7月5日は同年6月29日の不当処分に抗議して、同年11月19日は秋季年末闘争として、いずれも争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、これら争議行為に積極的に関与し、自己の職務を放棄したこと、あるいは勤務時間内に職場集会を主宰、指導したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和50年2月22日付けで申立人X2に停職1月、同X3に減給給与日額2分の1、X4に戒告の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和51年2月20日に申し立てられ、同年3月12日に答弁書が提出されたところ、申立人組合は、昭和52年2月7日に書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人14名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引上げ等を要求して、自治労福岡県本部の指令により、昭和50年5月9日、同年6月7日、同月14日、同年9月26日及び同年10月16日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和52年1月13日に申し立てられ、両申立人組合は、同月21日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組

合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考
えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し
たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなか
った。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意
思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用
して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5
申立人 X6
申立人 X7

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第4号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引上げ等を要求して、自治労福岡県本部の指令により、昭和50年5月9日、同年6月7日、同月14日、同年9月26日及び同年10月16日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和51年1月24日付けで申立人X3に停職3月、同X4及び同X5に減給日額2分の1並びに同X6及び同X7に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和52年1月13日に申し立てられ、両申立人組合は、同月21日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確

認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第5号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金引上げ等を要求して、自治労福岡県本部の指令により、昭和50年5月9日、同年6月7日、同月14日、同年9月26日及び同年10月16日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和51年1月24日付けで申立人X3に対し減給日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和52年1月13日に申し立てられ、両申立人組合は、同月21日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組

合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考
えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し
たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなか
った。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意
思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用
して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 北九州市交通局労働組合

被申立人 北九州市交通局

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第6号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和50年5月9日及び同年11月26日から同月28日にかけて公務員共闘全国統一行動の一環として、賃上げ及びスト権奪還要求を掲げて、ストライキを行った。

これに対し、北九州市交通局長は、申立人組合の執行委員長X2外220名の組合員に対し、争議行為に積極的に関与し、あるいはこれに参加したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人組合は、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和52年1月22日に申し立てられ、同年2月4日に答弁書が提出されたが、調査も審問も行われないうちに、本件の審査は、事実上ストップしていた。その後申立人組合から審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (2) 昭和57年10月19日、申立人組合から審査保留の申出がなされ、以後申立人組合から審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、申立人組合の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人組合は、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、市職員に対する年度末手当、夏期一時金、賃金引上げ等を求め、昭和50年3月から同年11月にかけて7回の争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X2及び同X3に対し、これら争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和51年1月24日付けで減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和52年1月24日に申し立てられたが、同年2月4日には申立人組合から審査の保留の申出がなされ、同月14日に答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人7名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、市職員に対する年度末手当、夏期一時金、賃金引上げ等を求め、昭和50年3月から同年11月にかけて7回の争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、これら争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和52年1月24日に申し立てられたが、同年2月4日には申立人組合から審査の保留の申出がなされ、同月9日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和52年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和50年5月9日ほかにおいて、公務員統一行動の一環として門司病院等で争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X2らが争議行為を指導し、又はこれに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和51年1月24日付けで申立人X2に対し停職1月並びに同X3及び同X1に対し減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、本件争議行為は正当なものであり、それにもかかわらずなされた上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和52年1月24日に申し立てられたが、同年2月4日に申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同月8日答弁書が提出されたものの、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 北九州市交通局労働組合

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和51年3月30日、同年4月20日及び同月21日、公務員共闘全国統一行動の一環として、争議行為を行った。

これに対し、北九州市交通局長は、申立人組合員らに対し、争議行為を企画指導し、あるいは積極的にこれに関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人組合は、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和53年1月24日に申し立てられたが、同年2月6日に被申立人から答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていたが、同年5月20日に申立人組合から審査保留の申出がなされ、更に、昭和57年10月19日にも審査保留の申出がなされた。以後申立人組合から審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、申立人組合の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人組合から本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人組合は、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人5名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和51年11月19日ほかにおいて、賃上げ等を求める争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、同人らが争議行為を指導ないしこれに積極的に関与し、自己の職務を放棄したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年2月14日に申し立てられ、同年3月4日答弁書が提出された。
- (2) 申立人組合は、同年3月13日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和51年1月24日発令の不当処分の撤回を求めて同年2月10日に、国民春闘の一環として最低賃金制の確立及び賃上げ等を求めて同年3月17日、同月30日、同年4月14日、同月20日及び同月21日に、合理化なしの賃上げを求めて同年11月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和52年2月19日付けで申立人X2に停職1月、同X3に減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年2月14日に申し立てられ、申立人組合は、同年3月13日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和51年1月24日発令の不当処分の撤回を求めて同年2月10日に、国民春闘の一環として最低賃金制の確立及び賃上げ等を求めて同年3月17日、同月30日、同年4月14日、同月20日及び同月21日に、合理化なしの賃上げを求めて同年11月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和52年2月19日付けで申立人X2に停職1月及び同X3に減給日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年2月14日に申し立てられ、申立人組合は、同年3月13日付け書面により審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第11号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和51年2月10日、同年3月17日、同月30日、同年4月20日、同年11月5日及び同月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X3らが争議行為に際し職務を放棄し、あるいはこれに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和52年2月19日付けで申立人X3及び同X4に対し減給給与日額2分の1、同X5に対し戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和53年2月18日に申し立てられ、同年3月10日に答弁書が提出された。同日、両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出されて以降実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留して

いる全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人5名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第12号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和51年2月10日、同年3月17日、同月30日、同年4月20日、同月21日、同年11月5日及び同月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X3らが争議行為を主宰し、あるいはこれに積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同人らに対し別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年2月18日に申し立てられ、同年3月4日に答弁書が提出されたが、同月10日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、同年9月12日に被申立人から準備書面が提出されただけで、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人12名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第13号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、賃金の引き上げ等を求めて、昭和51年2月10日、同年3月17日、同月30日、同年4月20日、同月21日、同年11月5日及び同月19日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X3らが争議行為に際し職務を放棄し、あるいはこれに積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同人らに対し別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年2月18日に申し立てられ、同年3月4日に答弁書が提出されたが、同月10日に両申立人組合から審査の保留を求める文書が提出され、実質的な審査は一度もされないまま本件審査は事実上ストップし、以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和53年(不)第15号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

北九州市長は、昭和52年11月19日付けで申立人X2を門司清掃事務所から小倉北清掃事務所へ、同X3を八幡東清掃事務所から八幡西清掃事務所勤務へ異動発令したが、両名はこの命令に従わなかった。そこで同市長は、15日間にわたり自己の職務を放棄したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和53年1月5日付けで両名に停職1月の各懲戒処分を行った。

申立人らは、本件配転命令は、両名を職場から排除することを企図してなされた組織破壊攻撃であり、上記懲戒処分は、申立人組合の指示による正当な行為に対してなされたものであり、また、市は両名の配転にかかる団交を拒否しており、これらは、労働組合法第7条第1号ないし第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復、団交応諾及び支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和53年3月11日に申し立てられ、同月23日答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人の上部団体である自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5
申立人 X6

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和54年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和52年3月15日には同年2月19日付け不当処分
に抗議して、同年3月30日には国民春闘共闘会議の九州統一ストと
して、同年4月8日及び20日には国民春闘共闘会議全国統一行動と
して争議行為を行い、同年11月15日には勤務時間内に組合員全員
を待機させて門司清掃事務所において団交を要求した。

これに対し、北九州市長は、職務を放棄するとともに争議行為
に積極的に関与し、あるいは多数の職員に長時間にわたり職務を
放棄させたことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づ
き、昭和53年2月25日付けで申立人X2に停職1月並びに同X3、同X4、
同X5及び同X6に減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号
の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益
の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和54年2月15日に申し立てられ、同月28日答弁
書が提出されたところ、申立人組合は、同年3月20日付け書面
により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されて
いない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である
自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に
出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行につい

- て意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和54年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和52年3月15日には同年2月19日付け不当処分
に抗議して、同年3月30日には国民春闘共闘会議の九州統一ストと
して、同年4月8日及び同月20日には国民春闘共闘会議全国統一行
動として争議行為を行い、同年11月15日には勤務時間内に組合員
全員を待機させて門司清掃事務所において団交を要求した。

これに対し、北九州市教育委員会は、争議行為に積極的に関与
し、あるいは多数の職員に長時間にわたり職務を放棄させたこと
を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和53年2
月25日付けで申立人X2及び同X3に減給給与日額2分の1の各懲戒処
分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号
の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利
益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和54年2月15日に申し立てられ、同年3月7日答弁
書が提出されたところ、申立人組合は、同月20日付け書面によ
り審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されて
いない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である
自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に
出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について
意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している
全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和54年(不)第4号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和52年3月15日には同年2月19日付け不当処分に抗議して、同年3月30日には国民春闘共闘会議の九州統一ストとして、同年4月8日及び同月20日には国民春闘共闘会議全国統一行動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、勤務時間内に職場集会を主宰、指導し、あるいは職場を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和53年2月25日付けで申立人X2に停職1月並びに同X3及び同X4に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和54年2月15日に申し立てられ、同月27日答弁書が提出されたところ、申立人組合は、同年3月20日付け書面により審査の保留を申し出た。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市水道局労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和54年(不)第5号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和52年3月15日には同年2月19日付け不当処分
に抗議して、同年3月30日には国民春闘共闘会議の九州統一ストと
して、同年4月8日及び同月20日には国民春闘共闘会議全国統一行
動として争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、職場を放棄するとともに争
議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1
項の規定に基づき、昭和53年2月25日付けで申立人X2に戒告の懲戒
処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の
不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益
の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和54年2月15日に申し立てられ、同月28日答弁書
が提出されたところ、申立人組合は、同年3月20日付け書面によ
り審査の保留を申し出た。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されて
いない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である
自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に
出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について
意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している
全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は
なかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合
に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考え

ているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

福岡労委昭和55年(不)第2号事件

当事者 別紙1福岡労委昭和55年(不)第2号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和55年(不)第3号事件

当事者 別紙2福岡労委昭和55年(不)第3号事件当事者一覧記載のとおり

福岡労委昭和55年(不)第4号事件

当事者 別紙3福岡労委昭和55年(不)第4号事件当事者一覧記載のとおり

上記当事者間の福岡労委昭和55年(不)第2号、第3号、第4号不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての概要

(1) 福岡労委昭和55年(不)第2号事件

申立人組合は、処分の撤回、賃金引き上げ等を求めて、昭和53年3月10日、同月30日及び同年4月25日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X1らが、職務を放棄するとともに、勤務時間内に職場集会を主宰・指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和54年2月24日付けで申立人X1に対し停職2月、同X2及び同X3に対し減給給与日額2分の1並びに同X4に対し戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(2) 福岡労委昭和55年(不)第3号事件

申立人組合は、処分の撤回、賃金引き上げ等を求めて、昭和53年3月10日、同月30日及び同年4月25日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X5らが、勤務時間内に職場集会を主宰・指導し、あるいは争議行為に積極的に関与しことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和54年2月24日付けで申立人X5に対し停職1月及び同X6に対し減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3

号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

(3) 福岡労委昭和55年(不)第4号事件

申立人組合は、処分の撤回、賃金引き上げ等を求めて、昭和53年3月10日、同月30日及び同年4月25日に争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X7らが、職務を放棄するとともに、勤務時間内に職場集会を主宰・指導し、あるいは争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和54年2月24日付けで申立人X7に対し停職1月、同X8に対し減給給与日額2分の1及び同X9に対し戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回、経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 福岡労委昭和55年(不)第2号事件、福岡労委昭和55年(不)第3号事件及び福岡労委昭和55年(不)第4号事件は、昭和55年2月4日に申し立てられ、同月16日(福岡労委昭和55年(不)第3号事件については、同月22日)に答弁書が提出されたものの、同年3月8日に申立人組合それぞれから審査の保留を求める文書が提出され、審査はストップしていた。

(2) 申立人組合の審査開始要請を受けて行われた昭和57年9月29日第1回調査において審査の併合決定が行われ、その後調査1回が行われた。

(3) 昭和58年2月8日の第3回調査以降本件審査は事実上ストップしていた。その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(4) 当委員会は、平成5年10月6日、両申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

^「別紙 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5
申立人 X6

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第6号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和55年12月5日、年末一時金の要求額獲得を実現するため争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X2らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与しことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで申立人X2に減給日額2分の1並びに同X3、同X4、同X5及び同X6に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和57年3月26日に申し立てられ、同年4月19日に答弁書が提出されただけで、審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和55年12月5日年末一時金の引上げを求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X2及び同X3が争議行為を主宰ないしこれに積極的に関与し、自己の職務を放棄したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで両名に対し減給日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和57年3月26日に申し立てられ、同年4月20日に答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかつ

た。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合
申立人 X2
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和55年12月5日年末一時金の引上げを求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、申立人X2及び同X3が争議行為を主宰ないしこれに積極的に関与し、自己の職務を放棄したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで申立人X2に対し停職1月及び同X3に対し減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和57年3月26日に申し立てられ、同年4月19日に答弁書が提出されたのみで実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請した

が、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市水道局労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和55年12月5日、北九州市が年末一時金について他政令市、県内市町村に比して低額の回答をしたことに抗議し、要求額の獲得を目指して争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X2に対し、同日の争議行為を企画、共謀し、争議行為の遂行を指導し、市役所庁舎の玄関にピケを張って職員らの入庁を阻止し、勤務時間にくい込む職場集会を主宰しこれを指導したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和57年3月26日に申し立てられ、同年4月19日に答弁書が提出されたのみで、以後調査も審問も行われないうまま、本件審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人6名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第11号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和55年12月5日、北九州市が年末一時金について低額回答をしたことに抗議し、誠意ある回答を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人組合員らに対し、争議行為に積極的に関与したこと、勤務時間内の職場集会の実施に関して指導的役割を果たしたこと、争議行為に際し自己の職務を放棄したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分による支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和57年5月1日に申し立てられ、同年6月16日に答弁書が提出されたのみで、以後調査も審問も行われないうまま本件審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出は

なかった。

- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3
申立人 X4
申立人 X5
申立人 X6
申立人 X7

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第12号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和55年12月5日、北九州市が年末一時金について低額回答をしたことに抗議し、誠意ある回答を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、勤務時間内の職場集会の実施に関して指導的役割を果たしたこと及び争議行為に際し自己の職務を放棄したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで申立人X3及び同X4に減給給与日額2分の1、同X5、同X6及び同X7に戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分によって組合活動を制約する支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和57年5月1日に申し立てられ、同年6月16日付け答弁書が提出されたのみで、以後調査も審問も行われないうまま、本件審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出

頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人9名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和57年(不)第13号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和55年12月5日、北九州市が年末一時金について低額回答をしたことに抗議し、誠意ある回答を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人組合員らに対し、勤務時間内の職場集会を主宰する等争議行為を指導したこと、あるいは自己の職務を放棄し争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和56年5月2日付けで別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分による支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和57年5月1日に申し立てられ、同年6月16日付け答弁書が提出されたのみで、以後調査も審問も行われぬまま、本件審査は事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、かつ、申立人でもある自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人5名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和58年(不)第12号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和56年12月8日、北九州市に対し一時金カット撤回等を求めて、30分間の時間内職場集会を行った。

これに対し、北九州市長は、X3ら個人申立人6名に対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、戒告の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分による支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和58年5月2日に申し立てられ、同月12日に申立人自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査保留の申出がなされた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、申立人でもある市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し

たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人6名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和58年(不)第13号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和56年12月8日、北九州市に対し一時金カット撤回等を求めて、30分間の時間内職場集会を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X3らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分などの不利益取扱いの禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和58年5月2日に申し立てられ、同月12日に申立人自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査保留の申出がなされた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会の上部団体であり、申立人でもある市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し

たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第6号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和57年12月24日人事委員会勧告の完全実施を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X2が争議行為に際し自己の職務を放棄するとともに、勤務時間に食い込む職場集会を主宰したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、同人に対し、昭和58年7月30日付けで減給日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和59年5月30日に申し立てられ、同年6月15日に答弁書が提出されたのみで、実質的審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。以後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(2) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(4) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかつ

た。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市病院労働組合

申立人 X2

申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和57年12月24日北九州市に対し人事委員会勧告の完全実施等を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰し、指導したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和58年7月30日付けで申立人X2に停職1月、同X3に減給給与日額2分の1の各懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本件は、昭和59年5月30日に申し立てられ、同年6月15日に答弁書が提出されただけで、審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかつ

た。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市水道局労働組合

申立人 X2

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和57年12月24日、北九州市に対し人事委員会勧告の完全実施を求めて、争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X2に対し、争議行為に積極的に関与したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和58年7月30日付けで減給日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和59年5月30日に申し立てられ、同年6月15日に被申立人から答弁書が提出されたのみで、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかつ

た。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労北九州市役所労働組合
申立人 X2ほか個人申立人8名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和57年12月24日、北九州市に対し人事委員会勧告の完全実施等を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X2らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与し、あるいはこれを指導したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び経済的不利益の回復等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

(1) 本事件は、昭和59年5月30日に申し立てられ、同年6月15日に答弁書が提出されただけで、審査は事実上ストップしていた。

(2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。

(3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人組合の上部団体である自治労北九州市職員労働組合連合会(以下「市労連」という。)に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市労連の書記長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。

(4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3ほか個人申立人6名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第11号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和57年12月24日、北九州市に対し人事委員会勧告の完全実施等を求めて、自治労福岡県本部の指令により59分間の時間内職場集会を行った。

これに対し、北九州市長は、申立人X3らに対し、職務を放棄するとともに争議行為に積極的に関与し、あるいは勤務時間内に職場集会を主宰し、指導したこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分などの不利益取扱いの禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和59年7月28日に申し立てられ、同月31日に申立人自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査保留の申出がなされた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、申立人でもある市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって申立人組合

に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合水道評議会
申立人 X3ほか個人申立人10名

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第12号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

申立人組合は、昭和57年12月24日人事委員会勧告の完全実施を求めて争議行為を行った。

これに対し、北九州市水道局長は、申立人X3らが争議行為に際し自己の職務を放棄した、又はこれに積極的に関与したとして、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、別紙2処分一覧表記載のとおり懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして懲戒処分の撤回及び懲戒処分による支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和59年7月28日に申し立てられ、同年8月10日に答弁書が提出された。
- (2) 申立人組合のうち自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)は、昭和59年7月28日付け書面により、審査の保留を申し出た。なお、市職労と申立人自治労連北九州市職員労働組合水道評議会との関係は、上部団体と下部組合との関係に当たる。
- (3) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (4) 当委員会は、平成5年10月6日、市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (5) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。

(6) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

「別表 略」

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合現業評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第13号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和57年12月24日、北九州市が人事委員会勧告を実施せず賃上げを行わなかったことに抗議し、賃上げを実現させるため、争議行為を行った。

これに対し、北九州市教育委員会は、申立人X3に対し、争議行為に指導的役割を果たしたこと等を理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和58年7月30日付けで減給日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分による支配介入の禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本事件は、昭和59年7月28日に申し立てられたが、同月31日には申立人自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査の保留の申出がなされ、実質的な審査は一度もされないまま事実上ストップしていた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合現業評議会の上部団体であり、申立人でもある市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組

合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考
えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請し
たが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなか
った。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは、本件申立てを維持する意
思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用
して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範

決 定 書

申立人 自治労連北九州市職員労働組合
申立人 自治労連北九州市職員労働組合病院評議会
申立人 X3

被申立人 北九州市

上記当事者間の福岡労委昭和59年(不)第14号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成13年7月13日公益委員会議において合議のうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての概要

両申立人組合は、昭和57年12月24日、北九州市に対し人事委員会勧告の実施等を求めて、自治労福岡県本部の指令により59分間の時間内職場集会を行った。

これに対し、北九州市病院局長は、職務を放棄するとともに勤務時間内に職場集会を主宰し、指導したことを理由に、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、昭和58年7月30日付けで申立人X3に対し、減給給与日額2分の1の懲戒処分を行った。

申立人らは、上記懲戒処分は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、懲戒処分の撤回及び懲戒処分などの不利益取扱いの禁止等を求めて本件を申し立てた。

2 審査の経過

- (1) 本件は、昭和59年7月28日に申し立てられたが、同月31日に申立人自治労連北九州市職員労働組合(以下「市職労」という。)から審査保留の申出がなされた。
- (2) その後申立人らから審査の進行を求める意思も表明されていない。
- (3) 当委員会は、平成5年10月6日、申立人自治労連北九州市職員労働組合病院評議会の上部団体であり、申立人でもある市職労に出頭を求め、本件を含む審査保留中の係属事件の進行について意向を確認したところ、市職労の副執行委員長は、審査保留している全事件を進行させてもらうには及ばない旨申述した。
- (4) その後、申立人らから本件の審査の進行について何ら申出はなかった。
- (5) 当委員会は、平成13年1月19日付け文書でもって両申立人組合に対し、審査保留中の係属事件についてどのような方針を考

えているか同年2月20日までに書面により回答するよう要請したが、期限までに何の応答もなく、今日に至るまで回答はなかった。

3 判断及び法律上の根拠

上記2の経過に照らせば、申立人らは本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して主文のとおり決定する。

平成13年7月13日

福岡県地方労働委員会
会長 青木正範